

令和 5 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和5年12月27日（水）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和5年度第9回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年12月27日(水) 午後3時30分

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	4番 古川 政繁	6番 竹山 貞子
9番 吉村 清正	13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行
15番 牧繪 雄一郎	16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹
22番 飯塚 直人	23番 佐藤 清繁	24番 松本 香

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	野島 文昭	片桐 清司
高島 真一	笠原 行夫	荻原 一昭	小林 政秋
白滝 光彦	横田 正美	平野 宏一	清水 康之
野村 しのぶ	上原 孝	長野 秋義	穂苅 靖男

2 欠席委員

(1) 農業委員

無し

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 信雄

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
係長	秋山 雅也
主任	中村 駿
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 竹山 貞子	20番 篠宮 英樹
----------	-----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第7号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 説明資料 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 12 人、欠席委員無しで出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 16 人、欠席推進委員数 1 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 6 番 竹山貞子 委員、議席番号 20 番 篠宮英樹 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の竹山委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 193 番から 220 番までの 28 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは 1 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>すべて合意による解約であり、解約理由は、他者へ貸付が 19 件、売却が 6 件、地主耕作が 2 件、錯誤が 1 件です。</p> <p>同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の28件を承認します。</p> <p><報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号182番から番号191番までの10件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは6頁から8頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」3件、「宅地造成」2件、「建売住宅」2件、「資材置場」1件、「モデルハウス」1件、「敷地拡張」1件です。</p> <p>183番の案件は全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、9頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の10件を承認します。</p> <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号43番から45番までの3件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは10頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。</p> <p>順に概略を説明します。</p> <p>番号43番につきましては、高齢により経営規模を縮小したいとする譲渡人の要望により、近所に住居を構える譲受人に譲渡し、家庭菜園として耕作するものであります。全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p>

	<p>次に 44 番です。</p> <p>こちらは、相続により農地を取得した譲渡人が、遠方にいるため管理が困難であるとの理由から、当該農地周辺を耕作している譲受人に譲渡し、耕作するものであります。こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>最後に 45 番です。</p> <p>県外在住により、耕作・管理が困難なため、隣接地に居住する譲受人が、耕作できる状態に整備し、家庭菜園として耕作するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」></p> <p>次に、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、番号 7 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 11 頁をご覧ください。</p> <p>番号 7 番は、下吉野地内の農地を、「駐車場」の用に供するものです。</p> <p>12 頁に位置図、13 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>当該案件は、違反転用です。</p> <p>申請者から申し出があり、発覚したものです。</p> <p>転用目的は、申請者の親族が経営する、自動車販売会社の駐車場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p>

<p>議長</p>	<p>土地利用計画は、申請面積 661 m²、所要面積が駐車場 661 m² 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 27 番から 29 番の 3 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは 14 頁をご覧ください。 番号 27 番は、大豆地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。 15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったことから申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和 6 年 8 月 31 日までです。 土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟で、申請面積 211 m²、建築面積 91.94 m²で建ぺい率は 43.57%です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 28 番は、本道地内の農地を、「資材置場」に整備するものです。 17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p>

	<p>当該案件は、事業拡大により、資材置場・駐車場が不足したため、申請農地を取得し、資材置場・駐車場として利用するものです。</p> <p>こちら農農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であり、第2種農地に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和6年7月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、資材置場・駐車場で、申請面積1472㎡と既存雑種地部分64㎡で合計1536㎡、所要面積が資材置場300㎡、駐車場1236㎡です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件で、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>最後に番号29番は、横曽根地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。19頁に位置図、20頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭なため申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>こちら農農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であり、第2種農地に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和6年3月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、申請面積227㎡と宅地部分786.77㎡で合計1013.77㎡、建築面積68.93㎡で建ぺい率は6.80%となり、基準の22%を満たしていませんが、分筆すると狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断いたしました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p>
	<p>議案第3号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第3号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第4号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第4号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番から2 番までの2 件、「2 用途区分の変更」1 番から2 番までの2 件、「3 計画変更」1 番から7 番までの7 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p> <p>秋山</p>	<p>21 頁、議案第4号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見については」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番から2 番までの2 件、「2 用途区分の変更」1 番から2 番までの2 件、「3 計画変更」1 番から7 番までの7 件であります。</p> <p>最初に「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番と2 番です。</p> <p>24 頁から27 頁に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>1 番は、申請者が所有する農地に農業用の土砂置場及び堆雪場として利用するため農用地から除外するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>2 番は、譲受人が経営する足場会社に資材置場が無く、現場ごとにレンタルしている状態であり、それを解消するため申請農地を取得し、資材置場・駐車場として利用するため農用地から除外するものです。</p> <p>除外する農地に隣接している資材置場・駐車場については、11 月の定例会において、農地法第5条第1項の許可申請があったものであり、今回の申請は、その資材置場・駐車場の拡大を行うためのものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、来年5月に公告予定です。</p> <p>その後に農地法第4条・5条の許可申請を行う予定です。</p> <p>次に「2 用途区分の変更」1 番と2 番です。</p> <p>28 頁から31 頁に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>1 番は、申請者が所有者から農地を貸借し、農機具置場と農作業員駐車場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。</p> <p>2 番は、申請者が所有者から農地を取得し、農機具置場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。</p> <p>どちらも申請者が耕作している農地に隣接した農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。</p> <p>今後の予定ですが、来月に公告を行い、その後に農地法第5条の許可申請を行う予定です。</p>

	<p>続いて 22 頁から 23 頁まで、「3 計画変更」番号 1 番から 7 番までの 7 件です。 32 頁及び 33 頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。</p> <p>1 番から 3 番と、7 番は、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>4 番と 6 番は、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。</p> <p>5 番は、各地区において事業完了に伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 8 件、貸借権設定 53 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 8 件について、番号 527 番から 564 番の 8 件について事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 34 頁をご覧ください。</p> <p>最初に所有権移転 8 件の概略を説明します。</p> <p>すべての案件につきまして、譲渡人の要望により、利用集積の観点から、譲受人との双方の合意により、所有権移転するものであります。</p> <p>このうち、現耕作者に売却する案件は、番号 553 番となっております。</p> <p>また、受人の経営面積が 1.6ha 以下の案件は、農業法人の構成員でありますので、集積計画による所有権移転としての取り扱いが可能となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 53 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>続きまして、貸借権設定 53 件の概略を説明します。</p> <p>頁は 36 頁から 46 頁です。</p> <p>内訳といたしましては、新規が黒太字で記載の番号 519 番から 523 番のほか 15 件の計 20 件、残りの 33 件は再設定となっております。</p> <p>新規設定の案件につきましては、先ほどの合意解約での解約事由にありましたが、主に貸人の要望や、受手側の労力不足により、新規耕作者と賃貸借契約を設定するものもございます。</p> <p>その他、再設定につきましては、設定期間を 1 年～10 年として、従前からの契約を継続する再設定となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
松本委員	<p>No.528, 554 は譲渡人が従前の地権者のままですので、所有権移転後の譲受人の誤植ではないですか。</p>
(事務局) 秋山	<p>ご指摘のとおり誤植です。No.528、554 とともに、譲渡人は所有権移転案件のNo.527、553 の譲受人となりますので、訂正をお願いします。</p>
議長	<p>そのほか意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第6号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第6号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号39番から47番の9件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは47頁をご覧ください。 番号39番から47番まで、一括方式による貸借権設定です。 こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第6号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第6号について、原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第7号「農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号48番、49番の2件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは53頁をご覧ください。 番号48番、49番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は次のページ54頁にある対象農用地リストのとおりです。 契約期間については、帰還は令和6年2月27日から令和11年12月31日までです。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7106番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7106番1件を説明します。</p> <p>この案件は、譲受人が空き家を取得する際、住宅と同一敷地内にある農地について譲渡人の譲渡希望があり、譲受人も家庭菜園を希望していたことから申請をするものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」1 番、2 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>2 頁、議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」1 番、2 番の説明をします。 3 頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。 1 番及び 2 番は、整備内容が決定し、補助事業区分が確定したことにより、当初、2 番の計画が 1 番に修正となったものです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>4 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件について説明します。 7166 番は、これまで自作していた農地を、労力不足により近隣で農地を耕作している受人に貸し付けるものです。 7167 番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。</p>

	<p>その他の6件については、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>また、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」先月の農地部会において説明を要していた5番6番について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>6頁、「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>先月の農地部会において上程した5番6番の土地について相続人が判明しましたので説明資料のとおり報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7537番から7542番の6件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

(板倉区) 上原	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7537 番から 7542 番の 6 件の届出書を受理しましたので報告します。
	受理した 6 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ売却」2 件、「他者へ貸付予定」3 件、「他者へ売却予定」1 件です。関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、6 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7502 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 上原	3 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7502 番の 1 件について説明します。 板倉区田井地内の農地を借り受け「現場事務所並びに駐車場、冬季堆雪場」に利用するものです。 4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しました。 当該案件は違反転用であり、野村推進委員から情報提供があり、発覚したものです。 転用理由は、申請者が関川水系土地改良区発注の関川頭首工補修工事を受注し、工事現場事務所並びに駐車場、冬季の堆雪場として、来年 6 月末まで申請農地を借り受けるものです。 申請農地は、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地であり、「農用地」に該当し、永久転用はできませんが、今回は一時転用であり、許可は可能となります。 土地利用計画は、現場事務所並びに駐車場、冬季堆雪場で、申請面積 375 m ² です。都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。 以上のことから、土地利用については妥当なものと判断しました。 申請者からは、農地法の手続きを怠ったことについて、深く反省する旨の始末書を提出していただきました。 以上です。

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借権設定26件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号7628番、7629番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>6頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7628番、7629番の2件について説明します。</p> <p>7628番は、これまで利用権設定により別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>7629番は、これまで貸借権設定で借り受けていた受人が、終期を迎えるに当たり、渡し人から譲渡の申し出があり、買い取ることになったものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権設定、番号7630番から7655番の26件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>7頁から12頁の貸借権設定、番号7630番から7655番の26件について説明します。新規案件は番号7631番と7632番の2件です。</p>

	<p>7631 番は、隣接する農地を耕作している受人に、山間地の条件不利地であることから、使用貸借で貸付することになったものです。</p> <p>7632 番は、貸借権の終期を迎えるに当たり、これまでの耕作者が高齢による経営縮小の意向から、別の農業者が借り受けることになったものです</p> <p>他の 24 件は再設定であり、従前からの契約を継続することになったものです。</p> <p>なお、番号 7642 番から 7655 番の、受人が吉増生産組合の案件で、借賃が 16,000 円と 15,000 円の二通りありますのは、法人の構成員が 16,000 円、構成員以外が 15,000 円になっているとのことです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>1 頁、議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」2 件について説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。</p> <p>2 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番「上中條」は、受益面積の変更です。</p> <p>番号 2 番「岡野町」は、事業が完了したことに伴い、削除するものです。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9511番から9515番の5件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9511番から9515番の5件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した5件は、すべて合意による解約であり、解約後は、他者へ貸付が4件、売却が1件です。</p> <p>同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、5件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号9504番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>(名立区) 高橋</p>	<p>2 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9504 番の 1 件を説明します。</p> <p>番号 9504 番につきましては、相続により農地を取得した譲渡人は管理が困難であることから、当該農地の購入を希望される譲受人に譲渡するものです。</p> <p>譲受人は、現在岐阜県に住んでいますが、かねてより上越地域に住み農業をして生活したいと考えていたところ、長岡市の不動産業者から譲渡人の物件を紹介され、農地を含むすべての不動産を購入することとなったものであり、権利取得後は速やかに移住し、農業に従事することを望んでいるとのことです。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 4 件を上程します。</p> <p>貸借権設定、番号 9576 番から 9579 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>3 頁、番号 9576 番は、新規設定の案件ですが、先ほどの合意解約の受け手側の労力不足によるもので、新たな耕作者により引き続き耕作を行うものです。</p> <p>9577 番から 9579 番の 3 件は、いずれも期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。</p>

議長	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。</p> <p>続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>